

総務常任委員会報告事項資料

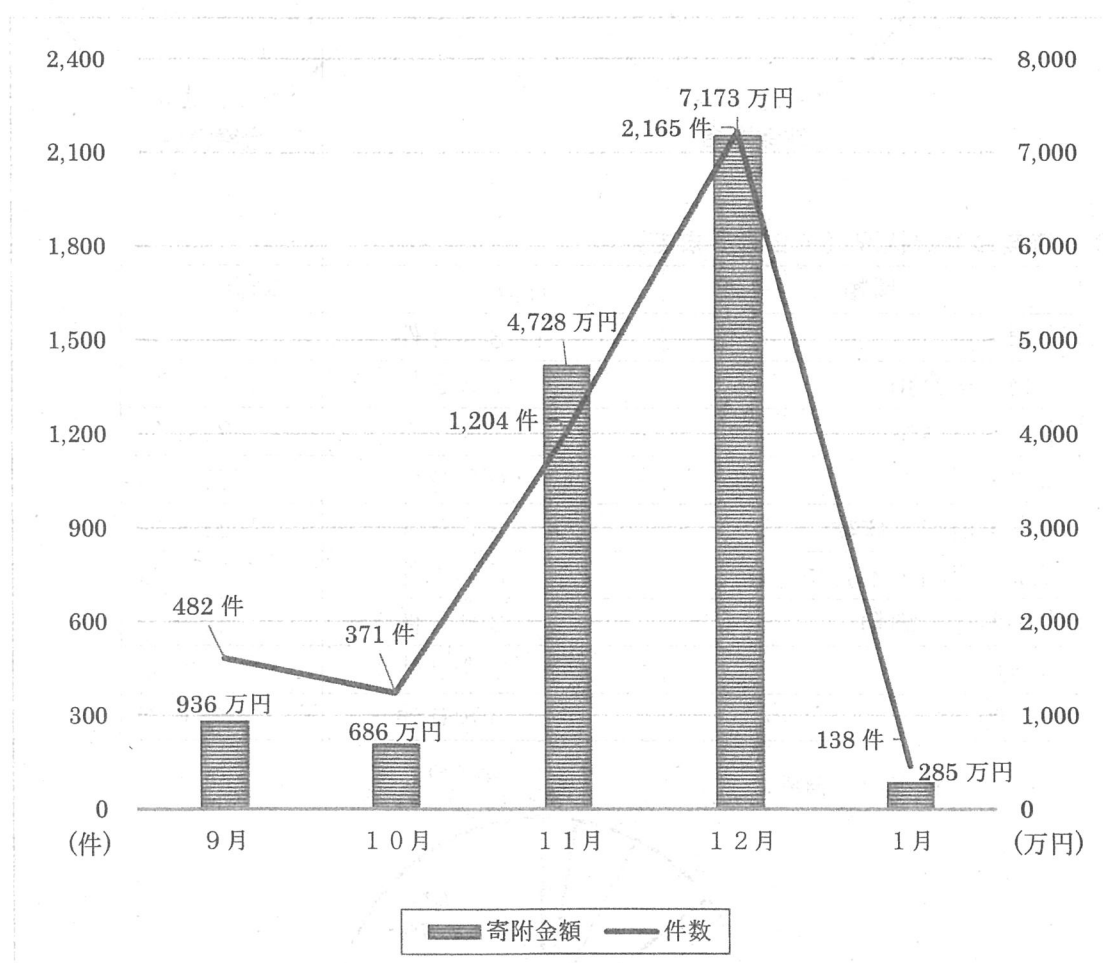
資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	ふるさと応援寄附金の寄附状況について	広報広聴課
2	放置自転車等移動保管料の改定について	地域安全課
3	個人番号カードの申請状況について	戸籍住民課
4	小田原市業務継続計画（BCP）地震 災害対策編＜概要版＞	防災対策課
5	家庭ごみの収集日及び収集回数の変更について	環境政策課
6	小田原市斎場の整備について	

平成28年 2 月 9 日

ふるさと応援寄附金の寄附状況について

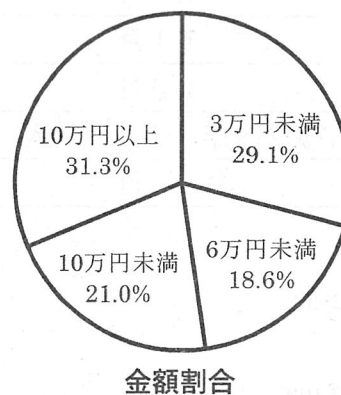
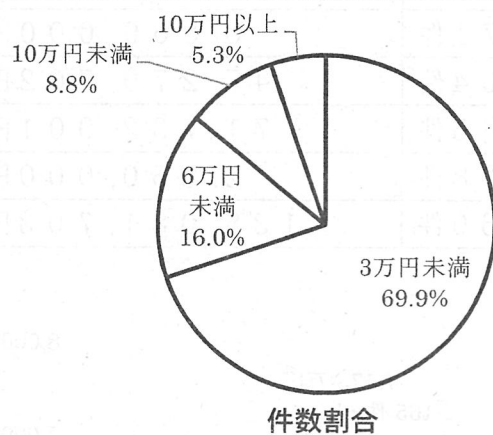
1 月別の寄附状況

月	件数	寄附金額
平成27年 9月	482件	9,360,000円
10月	371件	6,860,000円
11月	1,204件	47,279,702円
12月	2,165件	71,732,001円
平成28年 1月(見込)	138件	2,850,000円
合 計	4,360件	138,081,703円



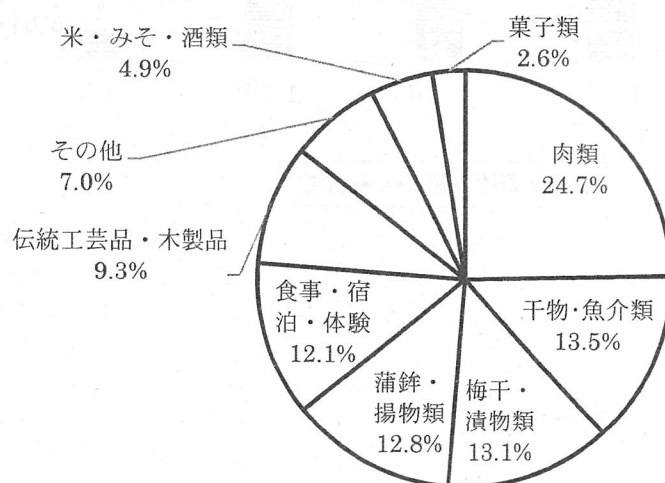
2 金額別の寄附状況（12月分まで）

金額帯	件数	件数割合	寄附金額	金額割合
3万円未満	2,950件	69.9%	39,419,002円	29.1%
3万円以上6万円未満	676件	16.0%	25,122,701円	18.6%
6万円以上10万円未満	372件	8.8%	28,420,000円	21.0%
10万円以上	224件	5.3%	42,270,000円	31.3%



3 特典の選択状況（12月分まで）

種類	件数	割合
肉類	1,344件	24.7%
干物・魚介類	732件	13.5%
梅干・漬物類	711件	13.1%
蒲鉾・揚げ物類	699件	12.8%
食事・宿泊・体験	656件	12.1%
伝統工芸品・木製品	504件	9.3%
米・みそ・酒類	265件	4.9%
菓子類	142件	2.6%
その他	380件	7.0%

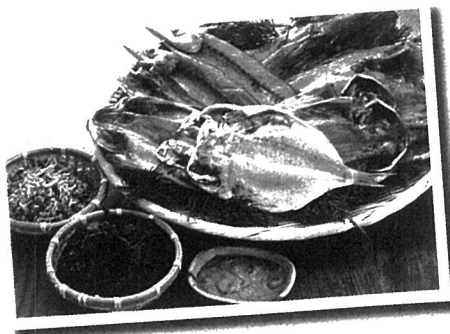




神奈川県 小田原市

ふるさと納税 お礼の品

ご寄附をいただいた皆様に、
小田原から感謝を込めて...



魅力の品を取り揃えたホームページもご覧ください。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/furusato.html>

カタログ有効期限 2016年3月末 カタログコード5691

放置自転車等移動保管料の改定について

本市では自転車等の放置を防止するため、平成4年に小田原市自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則を制定した。

現在まで、小田原駅、鴨宮駅、足柄駅、下曽我駅の4駅の周辺を放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を行うなど、放置自転車等対策の推進を図っている。

この度、自転車等を放置した市民に相応の負担をしてもらうため、放置自転車等の移動保管料を改定する（施行規則を改正し、平成28年4月1日公布、7月1日施行）。

1 移動保管料の改定

改定額は1台あたりに要する移動及び保管に要する費用を基礎として、他市の状況も勘案し、自転車1台につき2,000円、原動機付自転車1台につき4,000円とする。これにより放置禁止区域内では『放置することなく自転車駐車場の利用を』という放置への抑止効果を期待する。

	改定前	改定後
自転車	500円	2,000円
原動機付自転車	1,000円	4,000円

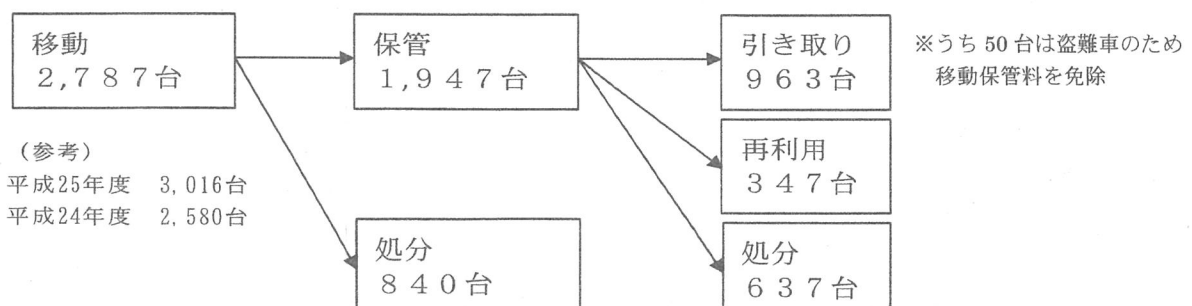
2 平成26年度 歳出決算額（移動及び保管に係る支出）

内訳	決算額
放置自転車等の見回り・移動費用	8,462千円
自転車等保管場所の運営費用	3,461千円
計	11,923千円

3 平成26年度 歳入決算額（放置自転車等移動保管料収入）

種類	台数	決算額
自転車	888台	444千円
原動機付自転車	25台	25千円
計	913台	469千円

4 平成26年度における放置自転車等の移動、保管、引き取り等の状況



(参考) 他市の放置自転車等の移動保管料

平成27年12月現在

県内	自転車	原動機付自転車
横浜市	1,500円	3,000円
川崎市	2,500円	5,000円
相模原市	2,000円	4,000円
横須賀市	1,500円	3,000円
平塚市	2,000円	4,000円
鎌倉市	2,000円	4,000円
藤沢市	2,100円	4,200円
茅ヶ崎市	2,050円	4,110円
逗子市	1,000円	2,000円
三浦市	—	—
秦野市	2,000円	4,000円
厚木市	2,000円	—
大和市	2,000円	4,000円
伊勢原市	1,000円	2,000円
海老名市	1,000円 (市内) 2,000円 (市外)	2,000円 (市内) 4,000円 (市外)
座間市	2,000円	—
南足柄市	—	—
綾瀬市	—	—

個人番号カードの申請状況について

1 これまでの経過

平成27年

10月5日 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」施行

11月1日～30日

小田原市内 通知カード配達（住民登録世帯 84,611通）

以降、転入・出生等の異動分の配達を継続

平成28年

1月 5日～ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から個人番号カード受領開始

1月25日～ 個人番号カード交付開始

2 通知カードの配達及び返戻分処理の状況

（1）通知カード一回目配達の状態（平成27年12月17日現在）

	小 田 原 市	全 国
通知カード配達数	84,611通	56,845,000通
返 戻 数	7,206通	5,533,000通
返 戻 率	8.52%	9.73%

（2）返戻分処理状況（平成28年2月1日現在）

返戻数 7,336通

処理済数

返戻分の交付・再送付数 3,973通

転出・死亡等による無効（廃棄） 443通

差引残数（小田原市保管数） 2,920通

3 個人番号カードの申請状況等（平成28年2月1日現在）

（1）申請件数（J-LIS 受付数） 10,811件

（2）カード受領数 6,559件

（3）交付通知書送付数 302件

（4）カード交付数 31件

小田原市業務継続計画(BCP) 地震災害対策編 ＜概要版＞

資料4

※ BCPとは、Business Continuity Plan の略

第1章 業務継続計画の概要と基本方針 (P1～3)

1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、大規模地震災害を想定し、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源が制約され、市の機能が低下した状態であっても、災害対応業務や優先度の高い通常業務が適切に継続できる体制を整えておくことを目的とする計画である。

2 地域防災計画との関係

「地域防災計画」が予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務など災害対策に係る業務についての計画であるのに対し、「業務継続計画」は行政の被災を想定し、地域防災計画の実効性を高めるための補完的な市独自の計画で、優先度の高い通常業務が業務継続計画に含まれる。

3 非常時優先業務とは

大規模な地震災害が発生した場合であっても優先して実施すべき業務のことで、具体的には、災害時における応急対策業務や早期実施の優先度の高い復旧業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

4 業務継続計画の基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりである。

- 方針1 大規模災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- 方針2 市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期復旧に努める。
- 方針3 業務継続のために必要な態勢をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

図1 ● 業務継続計画の実施に伴う効果イメージ図

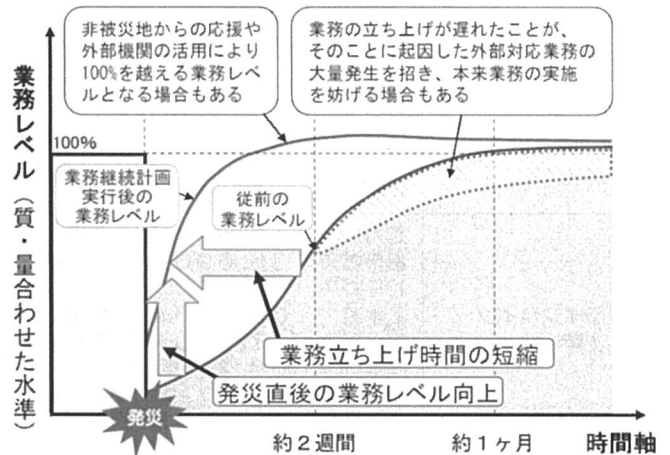
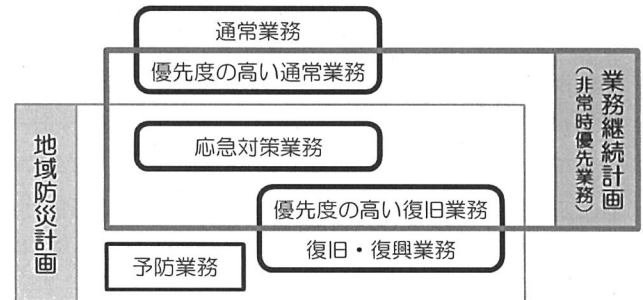


図2 ● 地域防災計画と業務継続計画の所掌事務



第2章 業務継続体制 (P4～6、P19、P20)

1 業務継続計画の対象

本計画の対象は、市の全組織とする。

2 業務継続計画の発動、解除

業務継続計画の発動は、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は小田原市災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合とし、解除は、災害応急対策業務が概ね完了し、平常時の体制がとれると災害対策本部長が判断し決定した場合とする。

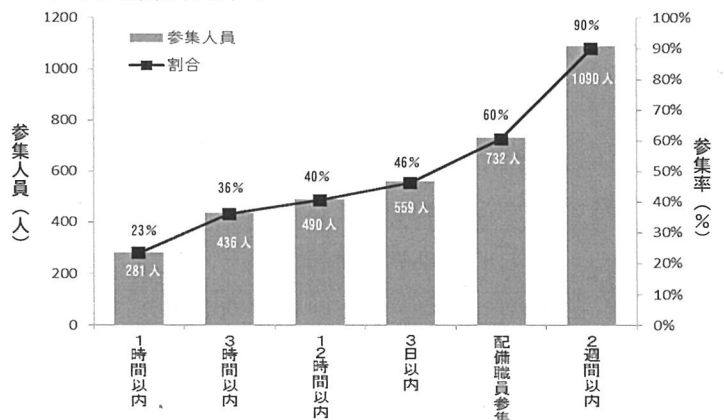
3 指揮命令系統の確立（代行順位）

災害対策本部長の職務、権限は、小田原市地域防災計画に基づき、市長不在の場合は副本部長（副市長）が代行、以下災害対策本部組織図に定める順とする。

4 職員の参集想定

発災直後から3日間は乗用車及び公共交通機関は使用できないと想定、また本人及び家族の被災、地域での救出・救護活動従事のため4割が参集不可（対象人員の約6割が参集可能）とした。2週間で全体の9割が参集可能とした。

図3 ● 職員の参集予測



第3章 想定する地震と被害の想定 (P7～8、P21)

想定する地震は切迫性の高い「神奈川県西部地震」とし、想定する発災時間は一番被害が大きいと考えられる冬の平日の18時とする。

■県西部地震の市内被害想定と庁内インフラの状況の想定

インフラ	被害想定	本庁舎の状況等
震度	最大震度6強	震度6強
浸水（津波）	最大津波の到達時間 5～8分 最大津波の高さ 1.8～4.2m	危険性なし
建物被害・火災	3,860棟が全壊 火災の出火件数10件 焼失棟数710棟	本庁舎周辺では延焼火災の危険性はほとんどなし
交通機能・支障	橋梁・橋脚の被害により県全域で1か月程度の通行規制区間あり 鉄道は小田原以西で数日程度不通	公共交通機関等が使用できず3日目までは職員は徒歩、自転車及びオートバイでの参集となる
ライフライン支障	電力 152,030軒 停電 都市ガス 35,690軒 供給停止 LPガス 440本 ボンベ被害 上水道 60,280人 断水 下水道 7,760人 機能支障 固定電話 69,240回線 不通 いずれも完全復旧まで1か月程度要する	電気 停電するが自家発電に切り替わる 水道 断水によりスプリンクラー、トイレ使用不可 飲料に供することができない ガス 管路破損による火災の危険性 通信 庁内ネットワークは使用可能 停電により端末（PC）の使用ができない 庁内放送設備、災害時優先電話等の庁内電話使用可能 防災行政無線、衛星携帯電話、MCA無線の活用
その他	人口密集地において大量の被災者が発生する 鉄道、鉄道機関の被災により渋滞、混乱が発生し、県東部側からの応援が期待できない	消防用設備が被災する可能性がある 本庁舎が使用できない場合、災害対策本部は市役所車庫棟または県小田原合同庁舎3H会議室とする

第4章 非常時優先業務の特定 (P9～11、P22～36)

本市が実施する非常時優先業務は、発災から1か月以内に優先的に実施、再開すべき業務とし、1か月以上休止できることが許容できないと判断した業務を非常時優先業務とした。

市の業務総数のうち、非常時優先業務は730件で、うち災害対策本部分担業務が358件、優先度の高い通常業務は372件である。

第5章 必要資源に関する分析と対策の検討 (P12～15、P37～39)

必要資源	検討項目	対策の方向性	主な対応課
職員体制	職員の出勤状況把握と安否確認	職員の登庁、配置状況等の把握	各所属
	従事職員数の不足	代替（応援）要員の確保	職員動員部、各所属
		職員交代制の確立	職員動員部、各所属
	非常時優先業務に係るマニュアル整備	業務を継続するためのマニュアル整備	各所属
施設・庁舎	庁舎機能の確保	代替施設の確保	防災部
		施設の耐震補強等	管財契約課、各所属
設備・執務環境	安全な執務環境の確保	什器・機器等の転倒防止対策、ガラスの落下・飛散防止対策	各所属
電力	停電時における電源確保	非常時発電機の整備等	各所属
通信（電話・防災行政無線）	通信手段の確保	複数ルートでの通信連絡手段の確保	防災部、管財契約課、各所属
情報システム	情報システム・ネットワークの早期復旧	情報システム・ネットワークの稼働継続・復旧	情報システム課
トイレ	職員用トイレの確保	職員用トイレの確保	防災部、環境部、各施設所管課、各職員
飲料水・食料等	職員用飲料水・食料等の確保	職員用飲料水・食料等の確保	各職員
消耗品	用紙、トナー等の備蓄、確保	用紙、トナー等の備蓄、確保	各所属、総務課

第6章 業務継続体制の向上、点検 (P16)

業務継続計画は、一定の前提をもとに検討を行い策定するものであるため、検討結果を踏まえても最初から完全な態勢が構築できるとは限らない。また、業務継続体制は継続して向上されていくべきものであるため、計画、マニュアルの見直し、職員の教育・訓練等及び指定管理者等への周知と連携を継続的に行うことが必要である。

小田原市業務継続計画（BCP）

地震災害対策編

平成27年12月

目 次

第1章 業務継続計画の概要と基本方針

1 業務継続計画とは	1
2 地域防災計画との関係	1
3 非常時優先業務とは	2
4 業務継続計画の基本方針	3

第2章 業務継続体制

1 業務継続計画の対象	4
2 業務継続計画の発動、解除	4
3 指揮命令系統の確立（代行順位）	4
4 職員の参集想定	5

第3章 想定する地震と被害の想定

1 想定する地震	7
2 被害の想定	7

第4章 非常時優先業務の特定

1 本市が実施する非常時優先業務	9
------------------------	---

2 業務開始目標時間別の業務の選定	9
-------------------------	---

第5章 必要資源に関する分析と対策の検討

1 必要資源に係る確保対策	12
2 必要資源確保のための対応策	13

第6章 業務継続体制の向上、点検

1 計画、マニュアルの見直し	16
2 職員の教育・訓練等	16
3 指定管理者等への周知と連携	16

用語集	17
-----------	----

資料1 部局別 災害時参集予測	19
-----------------------	----

資料2 神奈川県地震被害想定調査報告書（市内の被害想定調査結果一覧） ..	21
---------------------------------------	----

資料3 非常時優先業務一覧（災害対応タイムライン）	22
---------------------------------	----

資料4 主な施設の構造及び耐震化の状況	37
---------------------------	----

資料5 非常用発電機等一覧	39
---------------------	----

家庭ごみの収集日及び収集回数の変更について

1 概況

分別収集している家庭ごみのうち、「トレー類・プラスチック製容器類（トレー類・表示のあるもの（以下：トレー類））」は、非常に容量が大きい。

本市では、現在トレー類は、市内全域、隔週で収集を行っているが、収集日まで2週間分を保管すると容量が大きく場所をとるため、毎週収集をしてほしいという要望が寄せられていた。

また、現在の収集回数は平成9年に決められて以来継続しているが、トレー類の収集量は当初に比べ約2倍に増えている。

2 変更の概要

平成28年4月1日から次のとおり収集日の変更を行う。

	変 更 前	変 更 後
トレー類	隔週水曜日に収集 (第5週水曜日は収集)	毎週水曜日に収集
ペットボトル	隔週水曜日に毎月2回収集	隔週で毎月2回収集 (収集曜日は地区によって異なる)

※また、日程調整のため、地区ごとにかん類・びん類等の一部の品目において収集日を変更する。

3 周知方法

- ・ 広報小田原 3月15日号及び4月1日号に掲載
- ・ 市ホームページに掲載
- ・ 3月分の自治会連合会長会議で自治会へ説明
- ・ 3月に回覧版を配布
- ・ 「ごみと資源の収集日カレンダー」に記載（2月末から3月初旬にかけて、自治会経由で全世帯配布）

ごみと資源の収集日カレンダーの変更例

＜変更前＞

日	月	火	水	木	金	土
					1 ①燃せる ごみ	2
3	4 ②紙布類	5 ①燃せる ごみ	6 ③ペット ボトル	7 ⑦燃せる ごみ	8 ①燃せる ごみ	9
10	11	12 ①燃せる ごみ	13 ④トレイ類	14 ⑥びん類	15 ①燃せる ごみ	16
17	18 ②紙布類	19 ①燃せる ごみ	20 ③ペット ボトル	21 ⑤かん類	22 ①燃せる ごみ	23
24	25	26 ①燃せる ごみ	27 ④トレイ類	28 ⑧スプレー 缶など	29 ①燃せる ごみ	30



＜変更後＞

日	月	火	水	木	金	土
					1 ①燃せる ごみ	2
3	4 ②紙布類	5 ①燃せる ごみ	6 ④トレイ類	7 ③ペット ボトル	8 ①燃せる ごみ	9
10	11 ⑦燃せる ごみ	12 ①燃せる ごみ	13 ④トレイ類	14 ⑧スプレー 缶など	15 ①燃せる ごみ	16
17	18 ②紙布類	19 ①燃せる ごみ	20 ④トレイ類 ⑤かん類	21 ③ペット ボトル	22 ①燃せる ごみ	23
24	25 ⑥びん類	26 ①燃せる ごみ	27 ④トレイ類	28	29 ①燃せる ごみ	30

小田原市斎場の整備について

1 これまでの事業の進捗について

(1) 競争的対話の実施

要求水準書に対する事業者の理解を深めることを目的として、提案書類の提出に先立ち、小田原市との間で、グループ企業ごとに対話を実施した。

ア 実施日：平成 27 年 12 月 21 日

イ 対 象：本事業へ参加の意向を表明したグループ企業（各種事業者により構成）

(2) 提案書類の受付

平成 27 年 11 月 27 日から平成 28 年 1 月 20 日までの期間に提案書類を受け付けた。

2 主な事業スケジュール（予定）

(1) 事業者の募集及び選定

平成 27 年 10 月	特定事業の選定の公表（22 日）
	募集要項等の公表（23 日）
11 月	事業者からの参加表明（20 日まで）
平成 28 年 1 月	提案書類の受付（20 日まで）
2 月～ 3 月	提案書類の審査
3 月	優先交渉権者の決定
6 月	事業契約の締結（議会の議決）

(2) 新斎場の整備及び維持管理運営

工程	平成 28 年				平成 30 年		平成 31 年												平成 46 年		
	6	7	8		11	12	1	2	3	4	5		10	11	12				1	2	3
事業契約締結	●																				
設計・建設	●					●															
運営準備					～	●															
供用開始										◎											
維持管理運営										●											
現斎場稼働停止										●											
現斎場解体撤去	●																				

※ 実際の具体的な事業スケジュールは PFI 事業者からの提案に基づき決定される。

(3) 2 市 5 町（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町）の連携

ア 供用開始に向けたスケジュール

平成 27 年 10 月	『現小田原市斎場に代わる新たな小田原市斎場に関する基本協定書』を締結し、2 市 5 町で連携して事業に取り組むことを合意（21 日）
平成 28 年 4 月	基本協定書に基づく覚書（2-(3)-イ参照）の交換
平成 31 年度までに	事務の委託に係る規約の締結

イ 基本協定書に基づく覚書の交換

① 目的

小田原市、南足柄市、大井町、松田町、箱根町で、新斎場の整備に要する費用に係る負担等について覚書を交換する。

② 主な内容

- ・ 負担の割合（均等割 15％、人口割 85％）
- ・ 覚書の期間（平成 28 年度から平成 31 年度まで）

※ 山北町及び開成町は、事務の委託の規約の中で、施設利用に係る負担金を小田原市へ支払うこととする。

ウ その他

協議会では、次のとおり、供用開始後における事務の委託に係る経費について基本的な考え方を整理した。

- ① 南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の 1 市 5 町は、維持管理運営に要する費用を小田原市へ支払う。
- ② 山北町及び開成町は、①に加え、施設利用に係る負担金を小田原市へ支払う。

【新斎場の費用負担に係る整理】

現小田原市斎場に代わる新たな小田原市斎場に関する基本協定書

○平成 27 年 10 月 21 日に、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の 2 市 5 町で締結

現小田原市斎場に代わる新たな小田原市斎場に関する基本協定書（抜粋）
（費用負担）

第 3 条 小田原市及び 1 市 5 町は、本事業に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定による 1 市 5 町の負担金の額等は、小田原市及び 1 市 5 町の各市町の長が協議して定めるものとする。

現小田原市斎場に代わる新たな小田原市斎場に関する基本協定書第 3 条第 2 項に基づく負担金の額等に関する覚書

- 平成 28 年 4 月に、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、箱根町の 2 市 3 町で交換（予定）

新斎場の整備に要する費用

供用開始後における事務の委託の規約

- 平成 31 年度までに、小田原市が、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の 1 市 5 町と締結（予定）

事務の委託に係る経費

- ①維持管理運営に要する費用
- ②施設利用に係る負担金（山北町・開成町）